個人としての利益相反マネジメント

定期自己申告の流れ

定期自己申告システム

＜設問1 兼業＞ → YES or NO → ＜設問2 ロイヤルティ＞ → YES or NO → ＜設問3 株式等＞ → YES or NO → ＜設問4 親族＞ → YES or NO → ＜設問5 詳細情報入力＞

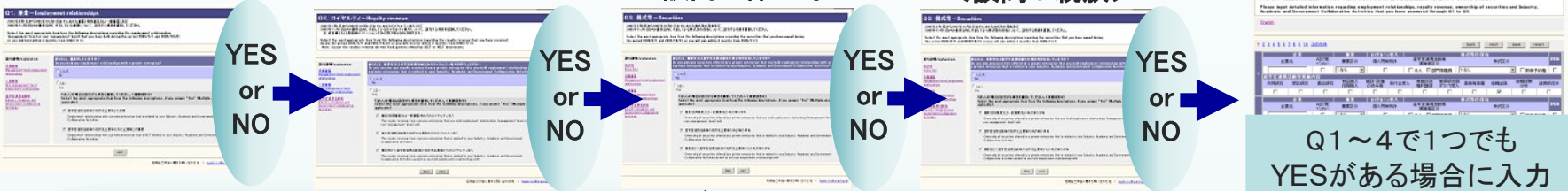

スクリーニング

Q1～4で1つでもYESがある場合に入力

個人的利益あり

役職員等 ①申告 → 理事長

役職員等 ← ⑦是正、改善、中止等の勧告 理事長

理事長 → ③ヒアリング依頼 → 利益相反カウンセラー

利益相反カウンセラー → ④ヒアリング実施 → 役職員等

理事長 → ⑤諮問 → 利益相反マネジメント委員会

利益相反マネジメント委員会 → ⑦答申 → 理事長

②ヒアリング対象者の選定

◆産学官連携活動等と個人的利益の重なりが大きい者を選定

＜参考：ヒアリング対象者数＞
2017年度：4名
2018年度：6名
2019年度：7名

④ヒアリング実施

◆産学官連携活動等の実施状況と個人的利益の状況について確認

⑥審議

◆ヒアリング結果を元に利益相反上の問題の有無と留意点等を検討